

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）抄

（第三十四条関係（平成二十年四月一日施行））

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（移行年金給付）</p> <p>第十六条 旧農林共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。）については、第四項、第五項、第九項から第十五項まで、第十七項、第十九項及び第二十項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとはされ、又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第六項から第八項まで、第十五項、第十九項及び第二十項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定（これらの規定</p>	<p>附 則</p> <p>（移行年金給付）</p> <p>第十六条 旧農林共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。）については、第四項、第五項、第九項から第十五項まで、第十八項及び第十九項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとはされ、又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第六項から第八項まで、第十五項、第十八項及び第十九項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定（これらの規定</p>

に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に
関し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の
規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3
16 (略)

17 移行農林共済年金のうち退職共済年金（平成二十年四月一日以後の
特定期間（厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期
間をいう。）に係る継続厚生年金期間をその額の算定の基礎とするも
のに限る。）の額の算定及び改定その他必要な事項は、政令で定める
。

18
20 (略)

に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年
農林共済改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。こ
の場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に
関し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の
規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3
16 (略)

17
19 (略)